事業事前評価表（開発調査）

作成日：平成18年4月14日
担当グループ：地球環境部第一グループ

1．案件名

ベトナム国AR-CDM促進のための能力向上開発調査

2．協力概要

（1）事業の目的

政府関連機関がベトナムにおいてAR-CDMを推進するために必要なキャパシティを向上するための支援をする。

（2）調査期間

2006年8月から約18ヶ月

（3）総調査費用

約1億2000万円

（4）協力相手先機関

農業農村開発省、森林科学研究所／森林生態環境研究センター、ベトナム林業大学

（5）計画の対象（対象分野、対象規模等）

（a）対象分野：自然環境保全、地球温暖化対策

（b）対象地域：ベトナム国全土

3．協力の必要性・位置付け

（1）現状及び問題点

1997年の地球温暖化防止京都会議（COP3）において、先進各国に温室効果ガス（以下、GHG：Greenhouse Gas）の排出削減率を課した京都議定書が採択され、その中で先進国と途上国が共同で排出削減を推し進めるクリーン開発メカニズム（以下、CDM）が取り組みとして盛り込まれた。CDMには、工場等からのGHG排出削減を目指す排出源CDMと、植林により二酸化炭素の吸収、固定を目指す吸収源CDM（CDM植林、AR-CDM）がある。

ベトナム政府は、2002年9月に同議定書を批准。2003年3月には天然資源環境省（MONRE）国際協力局がCDM国家機関（CNA：CDM National Authority）に指定され、指定国家機関（DNA：Designated National Authority）の機能を担うことになった。また、2003年4月にはMONRE国際協力局長が議長を務め、各省庁の12名のメンバーから構成される国家CDM理事会（CNECB：CDM National Executive and Consultative Board）が諮問機関として設置された。こうして同政府は短期間のうちに天然資源環境省（MONRE）を主たる担当機関とする、CDM全般に関する基本的な体制を構築し、地球温暖化対策に積極的に取り組んでいる。

一方、森林セクターについては、長期的政策として「森林開発戦略2001～2010」を策定。その優先プログラムの一つとして、急速に減少した森林面積の回復することを目指した「500万ヘクタール国家造林計画（5MHRP）」を1997年に採択し、植林活動等を展開している（詳細は下記「（2）相手国政府国家政策上の位置づけ」を参照）。

このような背景から、ベトナム政府は、GHG削減の目的のみならず、国内に800万ヘクタール以上残されている裸地を早急に解消していく必要性等からも、CDM植林を積極的に進めたいとしている。

しかしながら、CDM植林は国際的にも全く新しい事業であることから、この分野におけるベトナム政府の知識、技術、実施能力が極めて限られており、同国においてCDM植林を促進していくためのビジョン、その具体的な方策を持ちえていないのが現状である。従って、本調査では、ベトナムにおけるCDM植林の推進に関連する機関の能力向上を支援しつつ、同国においてCDM植林を推進するためのビジョン、及びそれを実現・展開するための方策を明確化し、提言する。特に、ベトナムは大部分の土地が農民や流域管理委員会、林業公社等に分与され、大規模な造林地の確保が困難であり、CDMを活用した農民による小規模な植林の促進が現実的であることから、本調査はベトナムにおける小規模AR-CDMプロジェクトの実現に向けた支援内容とする。

（2）相手国政府国家政策上の位置づけ

ベトナムでは、戦争による直接被害の他、農地開発や林産加工業の振興時に植林等の森林保全対策が少なかったこと等により、1943年に1,430万ha（国土総面積に対する森林被覆率43％）存在した森林面積が1995年時点では930万ha（同被覆率28％）に著しく減少した。こうした状況に対し、同国政府は、1997年の国会決議により、1996年から2010年までに森林面積を1943年当時の1,430万haへの回復を目指す「500万ヘクタール国家造林計画（5MHRP）」を採択、森林面積の回復に積極的に取り組んでいる。

本調査は、CDMという国際的な枠組みを利用することにより、通常では植林の対象地とすることが困難な土地に植林プロジェクトを実現していくための体制整備にかかる支援であり、ベトナム政府の政策と合致している。

（3）他国機関の関連事業との整合性

ベトナムには「500万ヘクタール国家造林計画（5MHRP）」を受け、森林セクター支援プログラム（FSSP）が2000年に発足し、同セクターに対する援助協調が実施されている。FSSPには世銀（WB）、アジア開発銀行（ADB）、ドイツ技術協力公社（GTZ）、国連食料農業機関（FAO）、国際協力銀行（JBIC）、様々なNGO等が参加、援助協調を実施している。JICAは同プログラムへは未加盟であるが、オブザーバーとして常に情報交換を行っている。FSSPにおいても森林面積回復に向けてCDMを活用することが期待されており、本調査は、ベトナムの森林関連分野におけるドナー・コミュニティの支援の方向性と合致している。

他方、他ドナー（ADB、SNV（オランダの非政府系援助機関）、国際自然保護連合（IUCN））によるAR-CDM関連の支援が実施ないし予定されている。特に、ADBやSNVは、AR-CDMプロジェクトの開発及び実施に係る支援を進めており、JICAによる関連機関の能力向上を通じたAR-CDM推進に係る体制整備支援との連携（成果発現に相乗効果を生む可能性あり）を期待している。なお、他ドナーによる支援は、いずれも本調査とは異なる協力相手先及び内容となっており、これらドナーとの支援と本調査は重複していない。

（4）我が国援助政策との関連、JICA国別事業実施計画上の位置づけ

我が国の環境ODA指針として、2002年8月に発表された「持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ」において、地球温暖化対策は4つの重点分野の一つとされた。その中で、京都議定書に基づくCDMへの途上国の参加を促進するためのキャパシティ・ディベロップメントを推進するとしている。現在まで、関係省庁を中心に国内外の機関を対象としたCDMに関する実施支援がなされてきている。また、JICAにおいては、2003年6月に課題別指針「地球温暖化対策」が策定されている。その基本方針として「途上国において地球温暖化対策を一層推進するためにキャパシティ・ビルディングをその基本要件と捉え、様々なスキームを活用して、地球温暖化対策に対するキャパシティ・ビルディングに取り組む」としている。

他方、対ベトナム援助政策については、平成17年度国別事業実施計画において、「環境」分野を重点分野の一つとし、「森林保全・回復プログラム」を環境分野において特に重点的に取り組むべき事項として位置づけている。また、同計画において「CDM（クリーン開発メカニズム）等の国際的な枠組みの中で環境問題は積極的に扱われており、それらの動向や、民間の活動等にも配慮し、ベトナムにあったCDM事業の展開にかかる支援を検討する必要がある」としている。

4．協力の枠組み

（1）調査項目

（a）AR-CDM理解促進支援

1．政府関連機関（C／P機関を想定）を対象とするAR-CDMに係る理解の促進を支援する。
2．ベトナムの関連機関を対象とするAR-CDMに係る理解の促進を支援する。
3．将来の投資者及びプロジェクト開発事業者を対象とするAR-CDMに係る理解の促進を支援する。
4．一般を対象とする（ウェブサイトによる）AR-CDMに係る理解の促進を支援する。

（b）情報提供の仕組み整備支援

1．AR-CDM推進に係る関連機関を整理し、かかる機関の役割と責任を明確化する。
2．AR-CDMプロジェクトを開発するために必要な情報及びサービスを提供するための実現可能かつ適切な仕組みを検討する。
3．かかる仕組みを構築するための支援をする。

（c）小規模AR-CDMプロジェクト開発に係る能力向上支援

1．PDD作成の手順を確認する。
2．関連機関の役割と責任を明確化する。
3．適地を選択し、対象地域の住民を含む関係者に対してプロジェクトの目的や内容を説明する。
4．プロジェクトのためのベースライン及びモニタリング方法論（案）を開発する。
5．プロジェクトのための追加性を論証する。
6．経済、社会、環境影響評価を実施する。
7．プロジェクトのPDD（案）を作成する。

（2）アウトプット（成果）

（a）AR-CDM促進に関するビジョン及びその方策の提言（ファイナル・レポート）

（b）ベトナムにおけるAR-CDM推進にかかるガイドブック

（c）AR-CDM関連の情報を掲載したウェブサイト

（d）小規模AR-CDMの方法論を含むプロジェクト設計書（PDD）ドラフト

※上記（a）～（d）の成果をベトナム側及び日本側と共同で作り上げることにより、ベトナム側関連機関がAR-CDMに対する理解を深めるとともに、その推進にかかるビジョンをもち、これを実行していくための能力を習得する。

（3）インプット（投入）：以下の投入による調査の実施

（a）コンサルタント（分野／人数）

1．総括／CDM推進体制整備／1
2．CDM植林／1
3．CDM事業計画／1

（b）その他 研修員受入れ

1．研修員受入
2．調査に必要な資機材の購入

5．協力終了後に達成が期待される目標

（1）提案計画の活用目標

ベトナムにおいてAR-CDMを推進していくために、本調査で策定されたガイドブック及びウェブサイ

トを活用しつつ、本調査による提言（ベトナムにおけるAR-CDM推進のビジョン及びその実現・展開のための方策）をベトナム側独自で実施し、発展させる。

また、本調査で策定された小規模AR-CDMプロジェクト設計書（PDD）ドラフトをベースに、ベトナム側独自でAR-CDMプロジェクトを実現する。具体的には、ベトナム側独自で指定国家機関（DNA）による承認、指定運営組織（DOE）による有効化審査を受け、理事会に登録する。

（2）活用による達成目標

上記（1）の結果、ベトナムにおける小規模AR-CDMプロジェクトに参画する開発事業者や投資者が現れ、かかるプロジェクトが実現する。

6．外部要因

（1）協力相手国内の事情

政策的要因：森林政策、特にCDM活用による森林回復の優先度の低下

社会的要因：利害関係を背景にした外部関係者による妨害

経済的要因：プロジェクト承認の遅れにより、カウンターパート・ファンドの未提供状態が長引くことに伴うカウンターパートの参加レベルとモチベーションの低下

（2）関連プロジェクトの遅れ

特になし

7．貧困・ジェンダー・環境等への配慮（注）

本調査は、2004年4月にJICAが策定した「環境社会配慮ガイドライン」に従って、その調査活動を実施する。特に、調査項目（c）「小規模AR-CDMプロジェクト開発に係る能力向上支援」の実施にあたっては、小規模AR-CDMプロジェクト設計段階において経済、社会、環境影響評価等を実施するところ、対象地域の貧困層の収入向上、ひいては対象地域の持続可能な開発につながるよう十分配慮する。

8．過去の類似案件からの教訓の活用（注）

ベトナム国「造林計画策定能力開発調査」（2005年2月～2008年3月予定）では、ベトナム側カウンターパート（C／P）のキャパシティ・ディベロップメントを常に念頭におき、その成果品を、JICA調査団単独ではなく、OJTによるベトナム側C／Pとの共同作業を通じて作成することで、ベトナム側C／Pの必要な知識及び技術を習得することに主眼をおいている。

本調査においても、開発調査というスキームの中で、調査結果としての成果品のみならず、可能な限り技術協力の視点を重視し、調査実施過程におけるベトナム側C／PのAR-CDM推進にかかる能力向上を目指す。特に、調査項目（c）「小規模AR-CDMプロジェクト開発に係る能力向上支援」は、JICA調査団とともに方法論の開発やプロジェクト設計書（PDD）の作成を行うことで、小規模であればベトナム側独自でプロジェクトを開発する能力を習得するとともに、プロジェクト開発者がどのような情報や支援を必要としているかを学ぶことを目的として実施する。

9．その他調査にあたっての配慮事項

本調査は、相手国政府の政策及び法体系のみならず、CDMという国際的なフレームワークに合わせて実施する必要がある。特に、第一約束期間（2008年～20012年）内に、調査成果を発現し、その成果をベトナム側が活用することが求められるため、調査の実施にあたっては、ベトナム側が独自で活用できる成果を適時かつ確実に発現する必要がある。従って、ベトナムの現状に合わせて綿密な調査実施手順・スケジュールの作成を行い、同手順・スケジュールに基づいた円滑な調査の実施が可能となるよう配慮する。

10. 今後の評価計画

（1）事後評価に用いる指標

（a）活用の進捗度

- ガイドラインの活用状況及び改訂状況
- ウェブサイトのアクセス数および更新数
- 策定された小規模AR-CDMプロジェクト設計書の承認・審査・登録状況
- 外部からのAR-CDMに係る照会数
- AR-CDM推進に係る活動数

（b）活用による達成目標の指標

- ベトナムにおいて開発されたAR-CDMプロジェクト数（未承認、未登録を含む）

（2）上記（a）および（b）を評価する方法、時期

必要に応じて本調査終了後、2008年度以降に評価調査を実施する。

（注）調査にあたっての配慮事項